

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年4月14日(2016.4.14)

【公表番号】特表2015-513415(P2015-513415A)

【公表日】平成27年5月14日(2015.5.14)

【年通号数】公開・登録公報2015-032

【出願番号】特願2014-557943(P2014-557943)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/16 (2006.01)

G 0 2 C 7/14 (2006.01)

G 0 2 C 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/16

G 0 2 C 7/14

G 0 2 C 7/02

【手続補正書】

【提出日】平成28年2月19日(2016.2.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

眼科用レンズであって、

該眼科用レンズの外縁から離間して位置する1つ以上の垂直プリズム部品または傾斜プリズム部品を具備し、近視の進行を抑制すること、および近視あるいは近視に関連する疾患あるいは状態を治療あるいは予防することのうちの少なくとも一方を行う眼科用レンズ。

【請求項2】

前記1つ以上の垂直プリズム部品が基底下方プリズムを含み、または前記1つ以上の傾斜プリズム部品が基底下方および基底内方プリズムを含む、請求項1に記載のレンズ。

【請求項3】

前記1つ以上の傾斜プリズム部品が基底上方および基底内方プリズムを含む、請求項1または2に記載のレンズ。

【請求項4】

前記1つ以上の傾斜プリズム部品が、注視の方向に対して中心にある、請求項1～3のいずれか一項に記載のレンズ。

【請求項5】

前記1つ以上の傾斜プリズム部品が、前記眼科用レンズの遠用部または近用部にあり得る、請求項1～4のいずれか一項に記載のレンズ。

【請求項6】

前記1つ以上の傾斜プリズム部品が、垂直経線(90°)に対して1°～45°の傾斜で方向付けられている、請求項1～5のいずれか一項に記載のレンズ。

【請求項7】

前記傾斜の角度が一定角度または可変角度を含む、請求項6に記載のレンズ。

【請求項8】

前記1つ以上のプリズム部品の大きさが、角度または屈折度数において一定または可変で

ある、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載のレンズ。

【請求項 9】

屈折レベルが 0 . 1 ~ 2 0 プリズムディオプトリを含む、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載のレンズ。

【請求項 10】

前記 1 つ以上の傾斜プリズム部品の傾斜および大きさのうちの少なくとも一方が連続関数または可変関数を含む、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載のレンズ。

【請求項 11】

前記 1 つ以上の傾斜プリズム部品の傾斜の角度が、連続関数を含むか、または遠用中心から近用部中心までの変動を含む、請求項 1 ~ 1 0 のいずれか一項に記載のレンズ。

【請求項 12】

前記 1 つ以上の傾斜プリズム部品の大きさが、連続関数を含むか、または遠用中心から近用部中心までの変動を含む、請求項 1 ~ 1 1 のいずれか一項に記載のレンズ。

【請求項 13】

プラスの屈折度数の累進加入度をさらに含むことができる、請求項 1 ~ 1 2 のいずれか一項に記載のレンズ。

【請求項 14】

前記 1 つ以上の傾斜プリズム部品が、中心基底下方および基底内方傾斜プリズムを含むかまたは中心基底下方および基底内方傾斜プリズムである、請求項 1 ~ 1 3 のいずれか一項に記載のレンズ。

【請求項 15】

前記 1 つ以上の傾斜プリズム部品が、複数の基底上方および基底内方傾斜プリズム部品を含むかまたは複数の基底上方および基底内方傾斜プリズム部品である、請求項 1 ~ 1 4 のいずれか一項に記載のレンズ。

【請求項 16】

前記レンズが累進加入度を含み、前記 1 つ以上の傾斜プリズム部品が、複数の基底下方および基底内方傾斜プリズム部品を含むかまたは複数の基底下方および基底内方傾斜プリズム部品である、請求項 1 ~ 1 5 のいずれか一項に記載のレンズ。

【請求項 17】

角度のついた注視を必要とする活動の間に外眼筋の緊張または力を低減し、角度のついた注視が、下方および内方または上方および内方であり得る、請求項 1 ~ 1 6 のいずれか一項に記載のレンズ。